

# 退職金優遇定期預金商品説明書

福泉信用組合  
令和3年4月1日

1. 商品名	・退職金優遇定期預金
2. 取扱期間	・令和3年4月30日（金）～令和3年6月30日（水）
3. 取扱対象	・令和2年度末に退職された組合員（個人）
4. 定期預金の期間	・定期預金1年のみ（新規のみ）
5. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1円以上 ・1円単位
6. 支払方法	・満期日以降に一括して支払います。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・固定金利 年0.300%（税引後0.240%） 自動継続後の金利は継続日における店頭表示金利になります。 ・満期日以降に一括して支払います。 満期日経過後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算（円未満切捨て）。
8. 税金	・預金利息には源泉分離課税が課税されます。 ・平成25年1月1日から令和19年12月31日までに支払われる預金利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・マル優を利用の場合は除きます。
9. 付加できる特約事項	・20歳以上のお客様は、定期預金を総合口座の担保とし、総合口座による当座貸越を利用できます。 （貸越金利は担保定期預金の約定金利に0.50%上乗せした金利）
10. 中途解約時の取扱	・満期日前に解約する場合は、当組合定期預金規定により預入期間に応じた期限前解約利率にて、預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。
11. 苦情処理措置 および紛争解決措置	苦情処理措置 ・ご契約内容や商品に関する相談、苦情、お問い合わせは、当組合の下記の窓口をご利用ください。 【窓口：福泉信用組合 顧客サービスグループ】 住所：福井市大手3-17-1（福井県庁内）電話：0776-21-8412 紛争解決措置 ・東京弁護士会 紛争解決センター 電話：03-3581-0031 ・第一東京弁護士会 仲裁センター 電話：03-3595-8588 ・第二東京弁護士会 仲裁センター 電話：03-3581-2249 ・上記センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合顧客サービスグループまたは下記窓口までお申出ください。 【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 住所：東京都中央区京橋1-9-1（全国信用組合会館内）電話：03-3567-2456
12. その他	・金利については窓口までお問い合わせください。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の対象商品です。1預金者あたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。 ・その他の特別キャンペーン商品でお預かりする場合は、対象外となります。